主婦年金 問題は？制度は？

救済策巡り、国会紛糾

夫が転職、自営業に 切り替え漏れ注意◆手続きは自分で

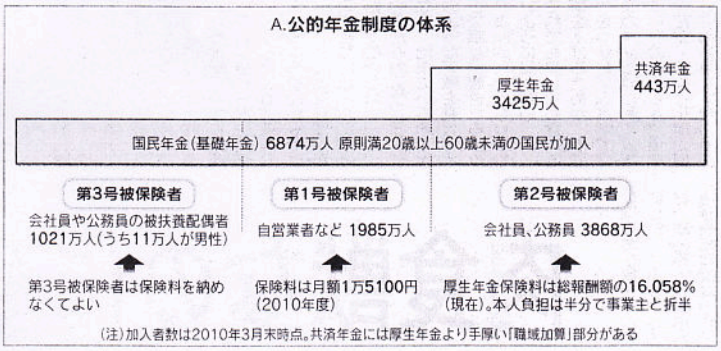

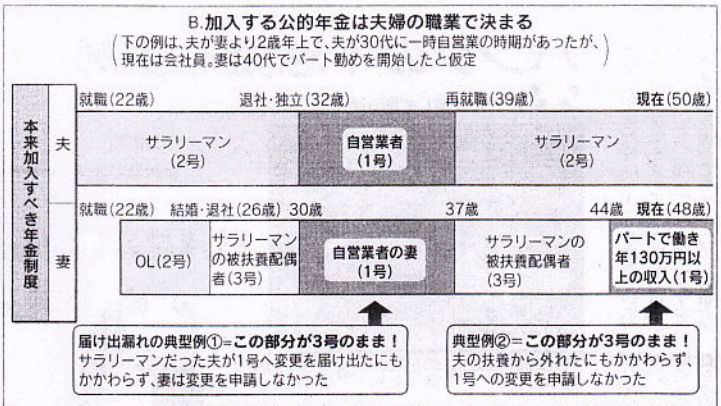

専業主婦は保険料を納めなくても老後に年金がもらえるという「第3号被保険者」制度。この制度を巡って震災前の国会が紛糾した。何が問題で、そもそもどういう制度なのか。基本からおさらいしてみた。

専業主婦の佐藤優子さん(仮名、60)は昨年秋、年金事務所で年金を受け取るための手続きをした。若いころ会社勤めで厚生年金に加入しており、その分は60歳から受け取れるからだ。

優子さんの分に併せて夫の年金記録も点検した窓口の職員はこう言った。「10年以上前、ご主人が会社を替わっていますね。このとき1カ月だけ無職の期間があります。この1カ月間は奥様も『第3号被保険者』ではなく、『第1号被保険者』となります」

「確かに夫は転職したけど……」。キツネにつままれた様子の優子さん。知り合いの社会保険労務士に聞いて、次のようなことがわかってきた。

日本は「2階建て」

日本の公的年金制度は「2階建て」(図A参照)。1階部分はすべての国民が加入する「国民(基礎)年金」。2階は会社員が入る「厚生年金」と、公務員らの「共済年金」だ。

自営業者などは国民年金だけに加入し、「第1号被保険者」と呼ぶ。毎月自ら保険料を納める。会社員と公務員の勤め人は「第2号被保険者」。1階と2階の両方に入っており、その分年金額も手厚い。保険料は給料からの天引きだ。

そして「第2号被保険者」に扶養される配偶者が「第3号被保険者」として国民年金に入る。主に会社員・公務員の夫を持つ専業主婦だ。「3号」分の保険料は「2号」全員で負担する。専業主婦が離婚したとき、自分の年金がないといった問題を解消するため、1986年に導入された。

何号であっても、原則25年の加入期間を満たせば、その期間などに応じて年金は出る。40年間「3号」なら、国民年金としては満額の月6万6千円になる。優子さんはかつて10年以上、会社で厚生年金に加入し「2号」。その後の20年以上は「3号」。合計して受給資格は満たし、厚生年金と国民年金を受け取れる。

ここで、年金事務所で聞いた言葉が重要になる。妻の「3号」は夫が「2号」のときだけ。夫が転職して自営業になったり、無職になったりすると、その間、夫は「1号」。このとき妻も「1号」となるのだ。

優子さんも1カ月だけ「1号」の届けを出し、国民年金保険料を払う必要があったのだが、忘れたままになっていた。保険料は原則、直近の2年分しかさかのぼって払えないので、この間の保険料は未納となり、その分年金額が減る。1カ月だと減額は年2千円弱になる。

こんな切り替え漏れ期間が1カ月どころか何年もあったら大変。保険料未納期間となって年金は大幅減額になりかねない。受給資格を満たせずに無年金となる恐れもある。この切り替え漏れが100万人以上いるかもしれないことが明らかになった。政府は混乱を恐れ、漏れが見つかっても、直近2年分を除いて保険料納付は求めず、そのまま3号」と認めて年金を支給する救済策を打ち出した。

しかし「まじめに届けを出して保険料を払った人からすると、あまりに不公平」(社会保険労務士の東海林正昭さん)との声が強まり、政府はこの救済策の撤回を表明するに至った。

ここで改めて身分の切り替え漏れが起きやすい場合を整理しておこう。夫婦のライフステージで年金上の立場がどう変わるかを示した図Bを見てほしい。

典型例①は、やはりサラリーマンだった夫が自営業になったときだ。典型例②は妻がパートなどで働いており、年間130万円以上の収入となったとき。この場合は妻だけが「1号」となる。妻の働き方や収入によって立場がどう変わるかは図Cに示した。

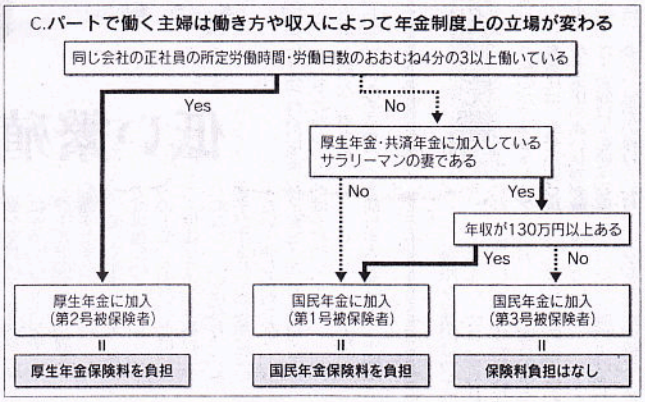

新システム稼働へ

わかりにくい制度だ。「妻を被扶養者とするとき『3号』になる手続きは夫の会社でやってくれるが、『1号』になる手続きは自分でやらないといけない」(社労士の岡安優さん)という煩雑さもある。

社会保険庁(現・日本年金機構)は98年以降、夫が会社を辞めて厚生年金から抜けたときなど、その妻に注意を喚起する書類を郵送している。ただそれ以前を含めて対応は不十分。毎年送られてくる「ねんきん定期便」を見てもよくわからない。年金事務所の窓口で初めてわかることも多い。

政府は新たな対策を検討中。本来「3号」ではなく、「1号」だった期間については①保険料の支払いを求めることにして、2年以上過去の分もさかのぼって納めることができるようにする②保険料を納めることができない場合、その分の年金は減らすが、年金受給に必要な加入期間には認める――などを法改正で実施する案が浮上している。

日本年金機構は今秋、夫と妻の年金記録を照合するシステムを稼働させる予定。これが動き出すと多くの主婦の記録上の不備が見つかり、救済策次第で保険料納付を求められたり、年金が減ったりする人が大勢出てくる可能性がある。

「3号」制度自体「不公平」の声

今回の騒動では、本来は「第3号被保険者」でない人まで「3号」として認めようとする救済策が問題となったわけだが、そもそもこの「3号」制度自体が不公平だとの声は以前から根強い。

年金制度では、共働きや単身世帯が増えた今も「サラリーマンの夫と専業主婦の妻」がモデル世帯で、専業主婦は優遇される。収入がなくても自営業者の妻や学生には保険料負担を求めている。

お茶の水女子大名誉教授の袖井孝子さんは「3号制度は廃止し、個人単位で収入などに応じ保険料を払い、年金を受け取る制度を目指すべきだ」と主張する。一気にそこまで行けないなら「主婦の多くはパートなどで働いているので、まずはこうした主婦を厚生年金に加入させ、保険料を徴収する案が考えられる」(袖井さん)。

政府の審議会などでは、これまでにも何度か「3号」見直し案やパートへの厚生年金適用拡大案がまとめられた。しかし、政治がそれを放置したままの状態が続いている。

(佐野彰洋、編集委員　山口聡)